

- 中ブロック周辺緑地 幅員2m、面積約1,040㎡
- 南ブロック周辺緑地 幅員2m、面積約880㎡
- 広場1号 面積100㎡以上
- 広場2号 面積70㎡以上
- 広場3号 面積70㎡以上

ただし歩行者専用通路及び周辺緑地のうち、車両等の敷地の出入口に供する部分は、切開を行うことができる。

建築物等に関する制限

建築物等の工業系の用途を制限し、建築物は、壁面を道路境界線から2m以上後退させて建築することとし、屋根や外壁などの意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮したものとす。

地区計画の目的

地区計画制度は、既存の他の都市計画（都市計画道路や用途地域など）を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かな土地利用に関する計画と、小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める詳細計画です。

地区計画で、土地利用の方針を定めることにより、

- (1) 虫食的に無秩序に開発される
- (2) 未利用のまま長期間放置される
- (3) 工場、店舗、住宅が混在して建てられる

といった乱開発の防止に対応するとともに、都市基盤施設の整備方針および地区整備計画により、良好な都市環境の形成や交通渋滞に対応して、新たな都市核＝賑わい・交流拠点にふさわしいまちづくりを誘導します。

地区計画の都市計画決定手続き

地区計画は、都市計画審議会の議を経て市が定める法定都市計画です。

計画書・計画図の案を9/18(火) から10/1(月) まで、市役所都市計画課で縦覧します。

加西市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について、加西市長に意見書を提出することができます。

加西市都市計画審議会では、この縦覧結果等をふまえて、この地区計画の都市計画決定について審議する予定です。

問合せ：都市計画課 ☎8753

